

— 書 評 —

「南京大虐殺」を考える

秦郁彦著『南京事件』（中央公論社）

洞富雄著『南京大虐殺の証明』（朝日新聞社）

曾根一夫著『続 私記南京大虐殺』（彩流社）

高興祖著／牧野篤訳『南京大虐殺』

（日本教職員組合・国民教育研究所）

（日中友好元軍人の会）石井 和夫

私が南京事件を実感として知ったのは、1975年、日中友好元軍人の会訪中団の1人として南京・雨花台を訪れたときであった。

そこは中国殉難烈士の記念塔のあるところ、日本の谷寿夫中将以下の処刑された場所である。われわれは慰霊と平和を願って花輪を捧げることがを中国側に申し出た。そこで花輪につける献辞が問題になった。「日中永遠の平和のために」としようとしたわれわれの案に対し、中国側は「中国殉難烈士の霊に捧ぐ」に改めることを提案してきた。南京は日本軍による大虐殺のあったところ、複雑微妙な住民心理を顧慮しなければならないというのである。これまで日本軍の侵略行為について、中国側関係者は極力これを避け、やむをえないときでも軽くふれるにとどめ、「これは日本人民の罪ではない、一握りの軍国主義指導者の責任であり、既に過去のことである」とつけ加えるのを常としていた。それが雨花台においては例外的に慎重かつ強硬であった。われわれを取りまく群衆も一種異様な雰囲気であり、献花の終わったあと、すぐさま花輪にむらがって献辞に目をとおすさまには、殺気さえ感じられるものがあった。無理もない、当時、南京市民の4人に1人が犠牲者であったというのではないか。彼等の親・兄弟姉妹・親戚・知人、誰かがそれに含まれていたとして何の不思議もないのである。怒りは咽喉元までこみあげていたであろう。教育と自省によって「許す」

とはいっても、けっして忘れえぬ怨みが胸に煮えたぎっていたに相違ない。献辞についてのわれわれの曖昧な言葉を修正したのも、この辺の空気を知る関係者の温い配慮であったに違いない。私はそのとき、南京虐殺を疑う余地のない事実として受けとめたのであった。

しかし、事はそう単純ではなかった。当時すでに、南京事件をめぐる論争が、「肯定派」と「否定派」、或いは「あったとしても大虐殺というほどではない」人々の間で激しく展開されていたのであり、私どもの「訪中報告」でさえ、そのまま受けとってもらえるとは限らないのが一般であった。しかも、その状況はさまざまな起伏をへて、今なおつづいている。

それは今回、私に与えられた4冊の書物が、いずれもこの過程をふまえ、或いはそれに触発されて書かれたことと無縁ではないであろう。だとすれば、この書評も、まずその背景から位置づけていくのが順序である。そう思って読みはじめた私は、幸い、秦郁彦著『南京事件』の中に、それが簡潔にまとめられているのを見出した（同書、51～53ページ）。以下、それにしたがってみていくことにする。

秦氏は四つの時期に区分する。

第一は、戦後1960年代末まで、「東京裁判のデータと結論を無条件に受け入れ」ていた時期。第二は、1972年の日中国交回復前後、朝日新聞の本多勝一記者がつたえた南京事件の生々しい被害者証言（『中国の旅』1972年、朝日新聞社）がきっかけとなって、鈴木明『「南京大虐殺」のまぼろし』（1973年、文芸春秋）に代表されるいわゆる「まぼろし派」と、洞富雄『南京事件』（1972年、新人物往来社）、同『「まぼろし」化工作批判・南京大虐殺』に象徴される「大虐殺派」の論争をまきおこした時期がそれである。第三期は、1982年夏の教科書騒動にはじまる。「侵略」か「進出」かをめぐるアジア諸国からの非難、とくに中国の

“南京虐殺”へのこだわり、外交交渉による政治的結着をもって応じた日本政府の態度を“内政干渉への屈伏”とみたナショナリストの反発が、“まぼろし派”キャンペーンを最高に盛り上げていった。第四は、これに対して84年夏頃から下級兵士を主とする内部告発、中島師団長日記など新資料の発掘が相いつぎ、“大虐殺派”が盛りかえし、再び拮抗状態になったところへ、田中正明氏の「松井大將日記改竄事件」が明るみに出て、「情勢は少し変わった」といわれる現段階である。

このように秦氏は、南京事件を「東京裁判いらい日中関係の変転を背景に、歴史学の対象としてよりも政治的イシューとして扱われる運命を担ってきた」（同書、184ページ）とみる。そして、それゆえに「このままだと、歴史的真相の究明はどこかに押しやられ、偏見や立場論が先走った泥試合になってしまうおそれがある。虚実とりまぜた情報の洪水を整理しつつ……事実関係を確認したのち、原因と責任の所在をふくめ、見直し作業をしたい」（同上、53ページ）と、中公新書『南京事件』執筆の動機を語っている（その意図は、殆んど完璧に成功を収めている）、と私には読めた。

「虚実」とは何か。洞富雄著『南京大虐殺の証明』は、全篇これをめぐる角逐といっても過言ではない。洞氏は前記の二著をはじめ、それを再編整理した『決定版・南京大虐殺』（1982年、現代史出版会）にいたるまで、「いずれも事件に関する内外の文献と証言を集成し、冷静に比較検討するアカデミックな手法をとっているにもかかわらず、一部から本多と並ぶ“大虐殺派”の代表とみなされてきた」（秦、前掲書、52ページ）。それゆえに攻撃は執拗かつ集中的であった。

たとえば、敵本正己氏は「南京大虐殺は、周知のとおり“東京裁判”という報復的・政治的裁判を発端として、一部日本人の告発記発表により“20万～30万虐殺”“野蛮・非人道的な日本軍の暴行”という誤った説が何らその真相を究明され

ることなく定着しつつあり、日本の負い目として外交の具に供せられている。参戦者として、また昭和陸軍の一員として、まことに痛憤に堪えないところである」（「証言“南京事件”の現状と問題点」『偕行』1983年11月号）として、「大虐殺説」の証拠資料が英米の特派員や宣教師、また中国側に偏り、直接戦闘の目撃記でなく、憶測・誇張・伝聞が多いことを指摘し、旧軍関係者に「参戦者の証言」を求めたのであった。

これは、田中正明氏が「洞富雄教授のように、最初から何十万という大虐殺があったものときめてかかり、それに合わせるべく、一級資料から三級以下の伝聞や噂話や、作り話の末まで、あらゆる資料をあさって、出てくる死体の数、捕虜や、連行者の数、埋葬者の数……等のすべてが日本軍による“虐殺”であると結論づけるような態度は、決して良心的な学者の態度とはいえない」（『“南京大虐殺”の虚構』33ページ〔洞著『証明』15ページによる〕）と軌を一にしている。

要は、南京事件の解明は、それが何故おこったか、そこで何がおこったか、それはいったいどれほどのものであったかという検証、その根拠は何かに帰せられる。にもかかわらず、否定論者の批判は、洞氏の引いている資料、あるいはその解釈に対する揚げ足取りに終始したのではなかったか。

洞氏は『証明』で「否定論者」の“史料批判”に逐一論駁を加え、「南京大虐殺の数字的研究」の非論理性をただしてゆく。しかし、それを洞氏自身「不毛ともいふべき論争」と呼ぶのである。一読その感にたえない。この労作はただただ忍の一字で貫ぬかれているようである。それは、「歴史家が自著を“決定版”と称するなど、まことにおこがましい話である」と自戒しつつ、「不断に内容を更新して世に問うてきた」（『証明』3ページ）洞氏が、田中正明氏の「松井大將日記改竄事件」*を知ったときの空しさにも通じている。

※ 田中正明編『松井石根大將の陣中日記』19

85年、芙蓉書房)が約900カ所にわたり「南京事件の否定に向って」改竄されていた事実は、板倉由明氏により『歴史と人物』60年冬号(1985年11月)で詳しく論証された(秦, 前掲書, 53ページ)。

その一方、曾根一夫著『私記南京虐殺(正・続)』のような手記が生まれたのも、洞氏の一連の労作があってこそではなかったろうか。曾根氏はいう、「私は保守、革新一ずれでもない立場から、“南京虐殺は事実である”と断言できる。そう断言できるのは、私自身が南京攻略戦に参加して自からが犯し、見聞して、その一端ではあるが確認しているからである」(『続私記』12～13ページ)と。「保守、革新一ずれでもなく」と、とくにことわっているのは、田中正明著『“南京虐殺”の虚構』の推薦文に「本書を読んで、今後も南京大虐殺を言いつづける人がいたなら、それは単なる反日のアジをやっている左翼と烙印を押してよいだろう」とあるのを見たからという(同上, 7ページ)。

秦氏は「従軍者の戦後における回想記」を史料価値として第二次史料(E)におく。「玉石混交……非軍紀行為について卒直に告白するのは、概して下級兵士で……その場合も見聞は語るが、自身の体験には口を閉ざす傾向がある」(秦, 前掲書, 111ページ)としながら、この『私記』(正・続)には高い評価を与えている。それは「そこに至る兵士たちの心情を冷静に記録している点で、類書にない特色をもつ」(同上, 217ページ)からである。

曾根氏が上海に上陸したのは1937(昭和12)年8月、第18連隊(豊橋)の一兵士としてであった。上海は激戦につぐ激戦、多数の犠牲を払った、けれども軍紀は崩れなかった。日本居留民保護という大義名分があったからである。それが南京攻略戦になるといっぺんに崩壊する。帰還の望みを断たれ、苦戦を予想した兵は一様に自暴自棄に陥った。そのうえ弾薬・食糧の補給が追いつかず、徴発でそれを賄った。徴発は掠奪に通じ、掠奪は強姦を招いた。

掠奪・強姦の横行におどろいた軍司令部が禁令を発して取締ったことは、むしろ「始末をつける」ことの奨励になった。「奪ったら焼け」「犯したら殺せ」である。残虐行為を繰り返すうちに兵士たちは不感症となり、軍人・市民の区別なく平気で殺すようになった。なによりも納得できる戦闘目的がなかった。秦氏は曾根氏の『私記』を要約して、これを「蛮行の構造」の一つにあげるのである(同上, 217～218ページ)。

こうした軍紀・風紀の乱れは、はしなくも敵本氏の提唱した「証言による南京戦史」によっても明らかにされるところとなった。『偕行』に連載されたその最終回(1985年3月号)において、編者・加登川幸太郎氏は、1938(昭和13)年1月9日、中支那方面軍司令官(松井石根大将)に宛てられた軍紀・風紀の維持振作に関する「異例とも思われる参謀総長の要望」を引いて、次のように結んだのである。「こうした事情は当時は、もちろん、世人の目にも耳にも伏せられていた。それを今日、この戦史の結びの言葉とすることは誠に残念なことであるが、すでに公けにされた史料に基づく真実であって如何ともしがたい」としつつ、「この大量の不法処理(虐殺の疑いのあるもの3000乃至6000内外)には弁解の言葉はない。旧日本軍の縁につながる者として、中国人民に深く詫びるしかない。まことに相すまぬ、むごいことであった」と。

洞氏は、ここにあげられたような「被虐殺者の数字を示しての謝罪を、いくら寛容な中国人でも、平静心で素直にうけいれてくれるものと、お考えであろうか」(『証明』160ページ)と突き放しながら、なおかつ「中国人に対する詫び状を書かれた加登川氏に対しては、心から敬意を表したい」と記している(同上)。

それでは、中国は現在、どのように南京事件を考えているのであろうか。高興祖著『日軍侵華暴行一南京大屠殺』(牧野篤訳：南京大虐殺—日本

軍の侵略と暴行)は、南京大学歴史系副教授である著者の多年の研究を集成した、1985年出版の最新の労作だという。「歴史的背景」にはじまり「南京“安全区”の出現」,「南京の陥落」,「大虐殺の展開」,「“難民登記”という罠」,「殺人遊戯と殺人競争」,「死体埋葬と被虐殺数」,「婦人への暴行」,「略奪と破壊」,「人民の抵抗」とその経過をたどり,「応報の懲罰」で終わる,その記述は過不足なくこの歴史的事件を描写している。年表・文献を含めてB 6判 140 ページの小冊子ながら,「抗日戦争の初期,日本軍国主義が,旧中国の首都南京を占領後,計画的・意図的に展開した大規模な暴虐行為」(同書, 13ページ)を糾弾する筆致はきびしい。その執筆意図が「日本の一部の勢力が日本軍国主義の侵略という犯罪を隠し,美化しようとする企図をくじくためであるのみならず,血の教訓を汲みとり,中日両国人民の世界平和愛護・侵略反対の決意を強め,両国人民の世々代々にわたる友好をさらに発展させるため」(同書, 114ページ)とはいえ,次の文章はわれわれの肺腑をえぐらずにはおかない。

「南京人民は日本軍の犯した数知れぬ罪業に対し,深い恨みを抱かないものはなかった。1947年3月10日,谷寿夫が刑場へ連行されて銃殺刑が執行される時,中山東路から中華門,雨花台までの沿道は波打つ群衆で埋まり,両手が南京人民の血で染まった殺戮者が死刑に処せられるのを見て,拍手して快哉を叫ばなかった者はなかった」(同書, 112ページ)。

これを読みながら私は,魯迅が3・18の夜に記した「墨で書かれた虚言は,血で書かれた事実を掩いきることはできぬ。血債は必ず同一物で償還されなければならぬ。支払いが遅ければ遅いほど,利息は増さねばならぬ」(竹内好訳『魯迅評論集』岩波新書, 22ページ)を思い出していた。その前には「もし中国が,なお滅亡に至らぬとすれば,将来のことが必ず屠殺者の予想外に出るであろう

ことを,己往の事実が私たちに教える」とある(同上)。

「目には目を, 齒には齒を」がおそらく中国でも古く伝わる風習なのであろう。「血には血を」である。とすれば,南京の国防部軍事法廷(国民政府)で裁かれたものが,谷中將以下4名にとどまったことは,アジアの他地域におけるB, C級戦犯に比べて著しく少ないように思われる。なぜか,その理由について,秦氏は(1)事件容疑者確認の困難性,(2)国共内戦の再開による匆忙,(3)東京裁判における南京事件の扱いといった三点をあげているが,果してそれだけだろうか。

新中国を樹立した毛沢東主席は,いち早く「反面教師論」をもって中国侵略の責任を一握りの日本軍国主義者に限定した。戦後,中国を訪問した遠藤三郎氏(日中友好元軍人の全代表幹事,元陸軍中將)は,周恩来総理から直接「中国では若い人々に対して,警戒心を持つべきではあるが,決して仇を討とうとしてはいけないと教えています」ということを聞いている。事実,周総理は遠藤さんの陳情に耳を傾け,戦犯釈放を促進し,谷中將らの遺骨返還にさえ応じているのである。

後日,南京を訪ねた遠藤さんは,虐殺事件の生存者から当時の模様を聞き,「軍人の一人として法廷に立たされた気持,許し得ても忘れ得ずではないか」と嘆じながら,われわれ会員に「恨みは深い,仕返しはしない,然し二度と侵略はさせない」,これが中国民衆の気持ではなかろうか,と語ってきかせたことがある。

既往を忘れず後事の戒とする。南京事件を考えると,われわれに求められるものが,人間として恥ずかしくない眼であることは,いまさら言うまでもないであろう。

(『南京事件』1986年2月刊,新書判, 270頁, 640円,『南京大虐殺の証明』1986年3月刊,四六判, 336頁, 1500円,『続私記南京大虐殺』1984年12月刊, B 6判, 230頁, 1500円,『南京大虐殺』1986年5月刊,四六判, 137頁, 600円)